

12月号

2023

December

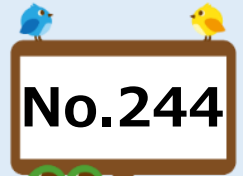
月刊

12月8日発行

金融庁広報誌

アクセス

FSA



## Contents

### 会議等 (P1～)

- P1 事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会の開催  
P2 2023年保険監督者国際機構 (IAIS) 年次総会及び年次コンファレンスの開催

総合政策局総務課国際室

課長補佐 田島 遼一  
課長補佐 宇佐 祐樹  
係長 南部 航貴

### 政策解説コーナー (P5～)

- P5 金融商品取引法等の一部を改正する法律等の概要

企画市場局市場課

課長補佐 簀戸 峻  
課長補佐 和氣 宏昭  
係長 矢部 沙織

企画市場局企業開示課

課長補佐 小澤 裕史  
係長 山本 竜也

- P7 「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート (中間報告) の概要

総合政策局リスク分析総括課

リスク管理検査室

課長補佐 長野 泰明  
大手銀行モニタリング室  
課長補佐 朝倉 真人

### お知らせ (P10～)

- P10 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VIII)」の実施  
P12 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表  
P14 マネロン対策に関する動画の公開

### 先月の金融庁の主な取組み (P15)



(オンライン版はこちら)

<https://www.fsa.go.jp/access/index.html>



金融庁

# 事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会の開催

本年11月27日、金融庁は、鈴木金融担当大臣、井林内閣府副大臣及び神田内閣府大臣政務官等の政府当局者と、金融関係団体等の代表者が出席する「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。そして、同日、政府として、金融関係団体等に対し、経営改善・事業再生支援の徹底等に関する要請文を発出しました\*。

本意見交換会では、鈴木金融担当大臣より、金融関係団体等に対し、資金需要の高まる年末・年度末に向けて事業者への円滑な資金供給を行うことに加え、足もとで民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、事業者支援の在り方も、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援に取り組む新しい段階へ移行していく必要があること等を伝えました。



写真：意見交換会で発言する井林内閣府副大臣



写真：意見交換会で発言する神田内閣府大臣政務官



写真：意見交換会で発言する鈴木金融担当大臣

また、同日に公表した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案も同様の趣旨である旨説明しました。

金融関係団体等からは、これまで同様、物価高騰等の影響で厳しい状況にある事業者への資金繰り支援を行うとともに、早期の事業再構築を一層推進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の運用改善や活用促進を行っていく等の発言がありました。

## 【意見交換会参加金融関係団体等】

- ・全国銀行協会
- ・全国地方銀行協会
- ・第二地方銀行協会
- ・全国信用金庫協会
- ・全国信用組合中央協会
- ・信託協会
- ・全国労働金庫協会
- ・農林中央金庫
- ・日本政策金融公庫
- ・沖縄振興開発金融公庫
- ・商工組合中央金庫
- ・日本政策投資銀行
- ・全国信用保証協会連合会
- ・住宅金融支援機構

1\* 「事業者支援の促進及び金融の円滑化について」（11月27日公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231127.html>

# 2023年保険監督者国際機構（IAIS）年次総会 及び年次コンファレンスの開催

11/6-10

総合政策局総務課国際室 課長補佐 田島 遼一  
課長補佐 宇佐 祐樹  
係長 南部 航貴

本年11月6日から10日にかけて、保険監督者国際機構（以下「IAIS」）の主催により、2023年年次総会及び年次コンファレンスをはじめとする一連の会合が東京にて開催されました。我が国におけるこれらの会合の開催は、IAISのメンバーとなって以来初めてのことでした。本稿では、民間参加者も交えた議論の場である年次コンファレンスを中心に、1週間にわたり開催された各会合の概要をご紹介します。

## 1. 各委員会等会合及び年次総会の概要

6日から8日にかけて、IAISの各委員会等の会合が開催されました。このうち、8日に開催された執行委員会は、IAISの実質的な議論や意思決定を行う最上位の会議体となっています。

9日午前には、IAISの全てのメンバーが参加する会議である年次総会が開催されました。なお、本会合の際に、当庁の有泉秀金融国際審議官が新たに執行委員会議長に就任しまし

た<sup>※1</sup>。

## 2. 年次コンファレンスの概要<sup>※2</sup>

9日午後から10日にかけて開催された年次コンファレンスには、世界各国から監督当局・民間保険会社等、あわせて400名を超える参加がありました。

### ■ 開会挨拶及びキーノートスピーチ

9日のコンファレンス冒頭には、開会挨拶として、岸田内閣総理大臣によるスピーチ及び鈴木金融担当大臣から寄せられたビデオメッセージの放映がありました。岸田内閣総理大臣からは、グローバルに共通する社会課題に取り組んでいくうえでの保険や保険会社の役割への期待、監督当局による実効的な規制・監督の枠組みの意義、公的セクターと民間セクターの協調の重要性等が述べられました<sup>※3</sup>。

### 11月9日(木)

11:00-12:15	Roundtables
13:00-13:30	Welcome Remarks
13:30-15:00	IAIS Executive Committee Town Hall
15:20-16:15	The role of supervisors in helping to address natural catastrophe protection gaps
16:15-16:35	In conversation with Gillian Tett
16:35-17:30	Evolving risks in the global insurance sector

### 11月10日(金)

9:00-9:15	Keynote speech
9:15-10:15	Embedding customer-centric outcomes in the insurance sector
10:15-12:45	Roundtables
13:30-14:30	Data, transparency and disclosure: Evolving supervisory practices to tackle climate risk
14:30-15:30	Insurance Capital Standard: One year to finalisation
15:30-15:45	Closing remarks

※1 「保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会議長就任について」（10月20日公表）

<https://www.fsa.go.jp/inter/iai/20231020/20231020.html>

※2 年次コンファレンスの各セッションの様態や登壇者等の詳細については、IAISのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.iaisweb.org/news-and-events/2023tokyo/>

※3 岸田内閣総理大臣挨拶掲載ページ

[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202311/09iais.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202311/09iais.html)



写真：記念撮影

左からVictoria Saporta IAIS執行委員会前議長、岸田内閣総理大臣、有泉金融国際審議官（IAIS執行委員会新議長）、Jonathan Dixon IAIS事務局長



写真：鈴木金融担当大臣によるビデオメッセージ

また、鈴木金融担当大臣からは、保険に関わるステークホルダーが、様々な地域や役割に基づく知見を持ち寄り、共通の課題に立ち向かうために議論を深めることへの期待が述べられました<sup>※4</sup>。

また、10日のキーノートスピーチでは、コロンビア大学の本田桂子客員教授によるスピーチが行われました。気候変動が保険セクターに与える影響に言及したうえで、「データの利活用」、「アフォーダビリティ（保険料の適切性）」、「消費者教育」といったテーマに関して、監督当局及び保険会社がさらなる議論を行うことを期待する旨が述べられました。

## ■ パネルディスカッション及びラウンドテーブルセッション

9日の開会挨拶に続けて行われた“IAIS Executive Committee Town Hall”において、執行委員長・副議長、各委員会議長、事務局長からIAISにおける直近の主要なテーマが共有され、その後パネルディスカッション、及びラウンドテーブルセッションが実施されました。

9日に行われた自然災害に係るプロテクションギャップ<sup>※5</sup>に関するセッションでは、

6日にIAISが公表した報告書<sup>※6</sup>に基づき、自然災害の激甚化が続く中、プロテクションギャップに対して保険監督当局の取り得るアクションや官民連携等に係る考え方について議論されました。また、保険セクターを取り巻くリスクに関するセッションでは、世界的なマクロ経済環境の保険セクターへの影響や、生命保険セクターの構造的な変化について議論されました。また、両セッションの間には、Financial Times紙のGillian Tett氏を交えたトークセッションも行われ、サイバーリスクや気候変動をはじめとした保険セクターを取り巻くトレンドについて議論されました。

10日に行われた顧客本位の取組みに関するセッションでは、多様な顧客属性や消費者ニーズを踏まえた顧客への説明や保険サービス提供のあり方について議論されました。気候関連リスクに関するセッションでは、開示の重要性やデータの質に関する課題や対応、グリーンウォッシングのリスクへの対応等について議論されました。最後に行われた国際資本基準（ICS）に関するセッションでは、IAISにおける作業の現状や各法域におけるICSの実施に関する検討状況のアップデートが行われました。

※4 鈴木大臣挨拶掲載ページ

[https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index\\_kouen.html](https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index_kouen.html)

※5 一般的に「自然災害による経済損失と保険による補償額の差」と解釈されている。

※6 <https://www.iaisweb.org/2023/11/iais-outlines-actions-for-insurance-supervisors-in-addressing-natural-catastrophe-protection-gaps/>

また、パネルディスカッションに加え、参加者が自身の関心に沿ったテーマ（消費者が直面する新たなリスク、プロテクションギャップ、IAISの中期戦略等）を選び、議論を行うラウンドテーブルセッションも開催されました。当該セッションでは監督当局・民間保険会社をはじめとする参加者が円卓を囲み、それぞれのテーマについて双方向に意見交換を行いました。

### 3. 総括

上記の各会合に加え、IAISメンバー間のコミュニケーションの深化を目的としたソーシャルイベントや、金融庁主催のサイドイベント※7等も実施され、1週間にわたる一連のイベントは盛況のうちに終了しました。金融庁は、保険規制・監督のあり方に関する国際的な議論に引き続き積極的に貢献してまいります。



（ 写真：パネルディスカッションの様子 ）



（ 写真：ラウンドテーブルセッションの様子 ）

※7 当庁サイドイベントの登壇者やテーマ等の詳細については、当庁プレスリリースを参照ください。  
<https://www.fsa.go.jp/inter/iai/20231117/20231117.html>

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律等の概要

企画市場局市場課	課長補佐 課長補佐 係長	箕戸 和氣 矢部	峻 宏昭 沙織
企画市場局企業開示課	課長補佐 係長	小澤 山本	裕史 竜也

本年11月20日、前通常国会から継続審査となっていた金融庁関係の2つの法律（金融商品取引法等の一部を改正する法律、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）が成立しました※<sup>1</sup>。

金融サービスの顧客等の利便向上や保護を図るとともに、資本市場を効率化・活性化させることを目的としたこれらの法律の主な改正事項と施行に向けた取組状況は以下のとおりです。

## ■ 金融リテラシーの向上

これまでも政府や関係団体において金融経済教育に関する取組みが実施されてきましたが、金融経済教育を受けたと認識している人は約7%に留まっているという調査結果に加え、投資詐欺などの被害事案も引き続き散見し、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生していることなどに示されているように、金融経済教育が未だ国民に広く行き届いていない状況にあるとの指摘がありました。

また、政府や関係団体等による金融経済教育に関する取組みが十分に調整されていないほか、教育の実施主体が民間の金融関係団体や金融機関では、受け手に敬遠されるとの指摘もあったところです。そこで、官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から金融経済教育の機会を提供するため、「金融経済教育推進機構」を設立します。

同機構において、家計管理、生活設計、適切な金融商品の利用選択等の幅広い分野における金融経済教育に取り組んでいくとともに、顧客の立場に立ったアドバイザーによる良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備します。

金融庁としても、同機構の令和6年春の設立と同年夏の本格稼働に向け、11月24日に設立準備室を設置しました。関係団体とも連携し、金融リテラシーの向上のための取組みを進めていきます。

## ■ 四半期開示の見直し

企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大しており、これまでもサステナビリティ情報等の開示の充実を図ってきました。そうした中、四半期開示については、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられるとの指摘があることを踏まえ、企業開示の効率化の観点から、法令上の四半期報告書を廃止します。

四半期決算短信に「一本化」した後も、投資家にとって必要な情報が提供されることが重要であるため、東京証券取引所において、四半期決算短信の開示内容や会計不正が起きた場合の監査人によるレビューの義務付けの要件等について、投資家や企業の意見を踏まえながら検討を行い、11月22日にその検討結果を踏まえて取りまとめた「四半期開示の見直しに関する実務の方針」※<sup>2</sup>が公表されたところです。

※<sup>1</sup> 国会提出法案（第211回国会）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

※<sup>2</sup> 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（11月22日公表）

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20231122-01.html>

金融庁としても、我が国の企業開示の後退と受け止められないよう、内外の投資家や企業の意見を伺いながら、東京証券取引所等とよく連携するとともに、令和6年4月1日の施行に向けて必要な環境整備を進めていきます。

## ■ 顧客本位の業務運営の確保、デジタル化への対応

顧客本位の業務運営については、これまで「顧客本位の業務運営に関する原則」により金融事業者の主体的な取組みを促してきましたが、原則を採択しない事業者も多いなど取組みは道半ばの状況でした。そこで、金融事

業者等に共通する義務として、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を法定し、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化を図ります。

また、証券会社等の顧客交付書面、審判手続、日銀出資証券のデジタル化対応やソーシャルレンディングやトークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利についての顧客保護のための法律上の規定の整備等を行っています。これらの円滑な施行に向け、関係者と連携しつつ取組みを進めていきます。

### 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備	
顧客本位の業務運営・金融リテラシー	企業開示
<ul style="list-style-type: none"> <li>成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施</li> </ul> <p><b>顧客本位の業務運営の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定</li> <li>顧客属性に応じた説明義務を法定するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を整備</li> </ul> <p><b>金融リテラシーの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「基本方針」を策定</li> <li>利用者の立場に立つて、金融経済教育を広く提供するため、「金融経済教育推進機構」を創設 〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談等 〔形態〕認可法人 〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等 〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督 (参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の<b>四半期報告書を廃止</b>(注2)</li> <li>(注1)府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る (注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化</li> <li><b>半期報告書、臨時報告書の公衆閲覧期間(注)を5年間(課徴金の除外期間と同様)に延長</b> (注)現行の公衆閲覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年</li> </ul> <p><b>その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルレンディング(注)等を行う<b>第二種金融商品取引業者</b>について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、<b>運用報告</b>に関する規定を整備 (注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み</li> <li><b>不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き</b>が見られることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに<b>金融商品取引法のルールを適用</b> (注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み</li> <li>金融商品取引業者等の<b>ウェブサイト</b>において、営業所に掲示する<b>標識</b>と同内容の情報<b>公表を義務付け</b></li> <li>虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る<b>審判手続のデジタル化</b></li> </ul>

### 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の概要

デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、「デジタル化への対応」、「スタートアップ企業の上場日程の期間短縮」に関する制度を整備	
<p><b>デジタル化への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引所に上場している有価証券の中で唯一デジタル化されていない<b>日銀出資証券のデジタル化【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日銀出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加</li> </ul> </li> <li>投資法人、特定目的会社、有限責任監査法人<b>登録簿</b>等(項目例:役員や営業所等の情報)の<b>インターネット公表【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット公表に際して、個人情報(役員の住所)を除外するための規定を整備</li> </ul> </li> <li>財務書類の虚偽証明等を行った公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る<b>審判手続のデジタル化【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインによる送達・申立、オンライン会議による審判手続、事件記録の電子化</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>スタートアップ企業の上場日程の期間短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する際、公開価格がより適切に決定されるようにするため(注)、振替法により<b>1か月以上と法定されている上場承認日から上場日までの期間</b>について、株主保護を図りつつ、実務の改善による<b>短縮を可能とする見直し</b> (注)上場承認日から上場日までの期間が長いことにより、その間の価格変動リスクから、公開価格がより低く設定されているとの指摘</li> </ul>

※その他、2006年、社債、株式等の振替に関する法律第12条第2項を改正する際に、併せて手当てする必要があった同法第48条の規定について、所要の整備を実施

# 「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート (中間報告) の概要

総合政策局リスク分析総括課リスク管理検査室 課長補佐 長野 泰明  
総合政策局リスク分析総括課大手銀行モニタリング室 課長補佐 朝倉 真人

## 1. はじめに

金融庁は、令和元年6月に、金融機関の内部監査に関するモニタリング結果等を踏まえ、[「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」](#)※1（以下「現状と課題」）として整理・取りまとめた文書を公表しました。この中で、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築することにより、業務の適切性や財務の健全性を確保し、金融システムの安定に寄与していくためには、ガバナンスが有効に機能していることが重要であり、そのためには、内部監査部門がその使命を適切に果たすことが必要であるとしました。

具体的には、「現状と課題」では、内部監査部門がリスクベースかつフォワードルッキングな観点から、組織活動の有効性等について評価するとともに、環境変化に応じて、内部監査を高度化していくことを求めています。また、内部監査の水準（成熟度）について、段階別評価ができることを示しており、「事務不備監査」（第一段階）、「リスクベース監査」（第二段階）、「経営監査」（第三段階）、「信頼されるアドバイザー」（第四段階）の四つの段階が存在することを示しています。

こうした内部監査の高度化は、金融環境の変化に伴うリスクの多様化・複雑化やグループ・グローバル化が進展する中で、全ての金融機関において重要度が高まっています。

金融庁は、「現状と課題」公表後も金融機関に対し、内部監査の高度化に向けたモニタリングを重ねており、大手銀行グループについては、通年検査の一環で内部監査部門のトップと内部監査の高度化に向けた取組状況や課題について対話しています。

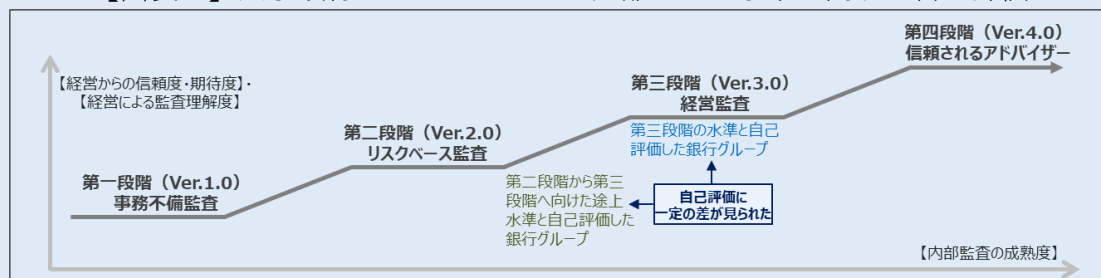
金融庁は、本年10月、上記モニタリングを踏まえ、大手銀行グループにおける内部監査の取組状況及び課題認識を整理し、[『「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート（中間報告）』](#)※2（以下「本レポート」）として取りまとめ、大手銀行グループはもとより、それ以外の金融機関においても、内部監査を高度化する際の一助となることを期待し公表したところです。

業態を問わず広く金融機関に理解を得やすいように、具体的な事例を多く例示するとともに、平易な表現とするなど工夫しております。

## 2. モニタリング結果（全体評価）

大手銀行グループに対するモニタリングでは、総じて「現状と課題」公表後も内部監査の高度化に向けて積極的に取り組んでいることが確認できました。なお、内部監査の水準に関する自己評価には、大手銀行グループ間で一定の差が見られました【図表1】。

【図表1】大手銀行グループにおける内部監査の水準に関する自己評価



7 ※1 [https://www.fsa.go.jp/news/30/20190628\\_naibukannsa.html](https://www.fsa.go.jp/news/30/20190628_naibukannsa.html)（令和元年6月28日公表）

※2 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231024/20231024.html>（10月24日公表）



大手銀行グループに対するモニタリングを踏まえると、金融機関が、取り巻く環境や業務状況に的確に対応した実効性ある内部監査を通じて業務の適切性や財務の健全性を確保し、企業価値を向上させるためには、以下3つの観点が必要と考えます。

- a 経営陣や監査委員・監査役等が、内部監査の重要性・有用性を強く認識し、積極的に支援すること
- b 内部監査部門が、環境の変化に応じて内部監査を高度化していくこと、かつ、監査基盤を強化すること
- c 経営陣や監査委員・監査役、内部監査部門が、被監査部門に対して内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップの醸成を

図ること

今回の大手銀行グループに対するモニタリングでは、経営陣や監査委員・監査役が、内部監査の重要性・有用性を理解していると考えられる取組事例や、内部監査部門に対して内部監査の一層の高度化を期待していることが確認できました。また、内部監査部門は、内部監査の高度化のほか、被監査部門に対する内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップの醸成を図っていることが確認できました【図表2】。

一方、内部監査部門が認識している監査態勢・監査基盤（監査人材）等に関する課題も確認できました【図表3】。

【図表2】「現状と課題」公表後の取組状況

**a 経営陣や監査委員・監査役による内部監査部門への支援**

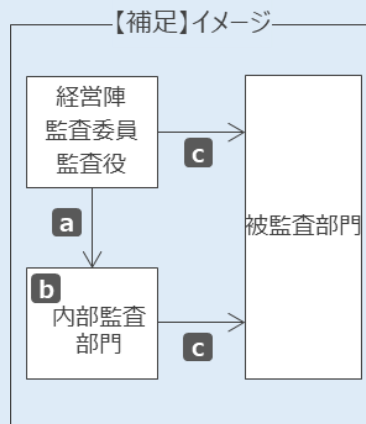
- 内部監査の重要性・有用性に対する認識が強まっている
  - 内部監査の役割等を経営陣合め議論、役員増員、予算増額
  - 各種会議体の議長から意見を求められることが多くなった等

**b 内部監査部門における高度化に向けた取組**

- 経営目線での監査、リスク変化への機動的な対応、監査品質の向上
- グループ・グローバルベースでの態勢整備 等

**c 被監査部門に対する取組**

- 被監査部門に対する内部監査への理解・浸透
- 被監査部門のリスクオーナーシップの醸成



【図表3】大手銀行グループが認識している課題等

**a 経営陣や監査委員・監査役による内部監査部門への支援**

第三段階の水準と自己評価した銀行グループ

- 【経営陣や監査委員・監査役からの期待】
- 機動的な監査
  - 経営戦略等\*を対象とした監査
  - 戦略遂行上の課題や業務効率化の観点からの提言 等
- \*経営戦略の策定・遂行・浸透状況、経営資源配分の十分性・適切性等

**b 内部監査部門における高度化に向けた取組**

- あらゆるステークホルダーの視点を意識した監査
- 経営課題に関する真因の特定
- 第1線・第2線と第3線との間での人材の好循環の確立
- 第四段階に向けた取組 等

**c 被監査部門に対する取組**

- 【社外取締役から経営陣への期待】
- 経営や内部監査部門から被監査部門に対して「経営に資する監査」の意義の説明・浸透
- 【経営陣が認識している自らの課題】
- 被監査部門が内部監査を積極的に受け入れ、協力する風土の醸成
- 【内部監査部門が認識している課題】
- 被監査部門に対する内部監査の役割の理解・浸透

第二段階から第三段階へ向けた途上水準と自己評価した銀行グループ

- 【経営陣や監査委員・監査役からの期待】
- 第三者の立場から、言いにくいことであっても**事実に基づき自由に発言**
  - 内部管理態勢に対する**アシアランス機能の発揮**
  - 経営目線での監査 等
- (社外取締役からの期待)

- 準拠性監査から業務プロセスに係る整備・運用状況を検証する監査への移行
- 分析のためのフレームワークを活用した問題の根本原因の追究
- グループ全体のリスクを網羅的に把握し、的確に評価する仕組の構築
- 経営監査を担う人材確保・育成 等

- 【経営陣が認識している自らの課題】
- 被監査部門が内部監査を積極的に受け入れ、協力する風土の醸成
- 【内部監査部門が認識している課題】
- 共通目標を達成するための仲間であることの被監査部門の理解 等

### 3. 今後のモニタリングの主な論点と方向性

本レポートでは、前述した3つの観点を踏まえ、以下のとおり、今後のモニタリングの主な論点を明示しています。

#### 【論点1】

#### 経営陣や監査委員・監査役による内部監査部門への支援

主体：経営陣や監査委員・監査役

- ①内部監査の在り方の検討
- ②内部監査の高度化支援
- ③内部監査機能の活用に関する取組状況

#### 【論点2】

#### 内部監査部門の監査態勢高度化・監査基盤強化

主体：内部監査部門

##### 〔監査態勢高度化〕

- ①経営陣や監査委員・監査役との意見・情報交換
- ②独立性の確保
- ③リスクの洗い出し・絞り込み
- ④リスク変化への機動的対応
- ⑤監査深度（真因分析含む）
- ⑥IT・データ分析の活用
- ⑦継続的な監査品質の向上
- ⑧グループ・グローバルでの態勢整備の取組状況

##### 〔監査基盤強化〕

- ①人材確保・育成の取組状況
  - ②監査システムの導入状況
- ##### 〔コソーシング〕
- ①活用方針
  - ②最終評価に関する責任
  - ③知見やノウハウの吸収に関する取組状況

#### 【論点3】

#### 被監査部門に対する内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップ醸成

主体：経営陣や監査委員・監査役、内部監査部門

- ①被監査部門に対する内部監査への理解・浸透
- ②被監査部門のリスクオーナーシップの評価や醸成、被監査部門とのコミュニケーションに関する取組状況

金融庁では、今後、大手銀行グループはもとより、地域銀行、証券会社、保険会社、その他の金融業態に対して、主な論点※<sup>3</sup>に基づく深度あるモニタリングを通じて内部監査の高度化を促していく方針です。

併せて、金融行政の効率性を高めるため、各金融機関の内部監査の水準に応じてモニタリングの対象領域や深度を決定していく方針です。

また、金融庁は、今後、金融機関へのモニタリングや内部監査に関する国際的な動向も踏まえて、グループ・グローバルベースの内部監査の一層の高度化を促す観点も含め、「現状と課題」の更新（段階別評価の見直し要否を含む）の必要性等を検討のうえ、最終報告として取りまとめたいと考えています。

**ぜひ本レポートに関してご意見等をお寄せください。今後の最終報告に向け参考とさせていただきます。**

#### 【お問い合わせ先】

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総合政策局リスク分析総括課リスク管理検査室  
(内線：2378、5439)

※<sup>3</sup> 「本レポート」や「現状と課題」で示した論点や着眼項目を、形式的なチェックリストとして用いることはない。

# 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall Ⅷ)」の実施

金融庁では、今年で8回目となる金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習「Delta Wall Ⅷ」を、10月19日から26日にかけて開催しました。

## 1. 金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況

世界各国において、大規模なサイバー攻撃が発生しており、攻撃手法は一層高度化・複雑化しています。我が国においても、サイバー攻撃による業務妨害、重要情報の窃取、金銭被害等が発生している状況であり、金融分野への影響が懸念されています。

こうしたサイバー攻撃の脅威は、金融システムの安定に影響を及ぼしかねない大きなリスクとなっており、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上が不可欠となっております。

## 2. 今年の演習 (Delta Wall Ⅷ) の概要

今年の演習 (Delta Wall Ⅷ) は、昨年度対象外としていた保険会社を対象としつつ、重要インフラ事業者の参加率向上の観点から、他の業態をあわせて過去最多の合計165先が参加しました。また、演習には財務局等も参加し、金融機関からの連絡に対応しました。

演習シナリオでは、最新のサイバー攻撃の脅威動向を踏まえ、業務システムの停止等の発生（業界インフラシステムの一部停止含む）、ネットワーク機器の脆弱性を端緒とした業務システムの停止などといった事象を想定しました。また、銀行業態についてはインシデント対応能力のより一層の高度化を図る観点から、事前にシナリオを開示しないブラ

インド方式で実施しました。その他の業態については事前にシナリオ骨子を開示し、実施しました。

また、銀行業態については、これまでの演習の成熟度を踏まえ、重要な業務に影響が波及するようなシナリオで難度を高めつつ、インシデント時の業務の優先度など経営層を含めたディスカッションの内容や十分性を検証しました。

演習では、技術的対応を含めた攻撃内容の調査や、初動対応、顧客対応、復旧対応等の業務継続体制を確認しました。

## 3. 神田内閣府大臣政務官からの挨拶

演習初日の冒頭では、神田内閣府大臣政務官が、「サイバー攻撃の脅威が日に日に増しており、高度化するサイバー攻撃のもとでは、防御だけではなく、攻撃を受けた後の対応や復旧、業務継続体制の確認が不可欠となる。本演習を通じて、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図っていきたい。」と挨拶を行いました。



写真：神田内閣府大臣政務官の挨拶の様様



## 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)について

### 金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況

- ▶ 世界各国において、大規模なサイバー攻撃が発生しており、攻撃手法は一層高度化・複雑化
- ▶ 我が国においても、サイバー攻撃による業務妨害、重要情報の窃取、金銭被害等の被害が発生している状況
- ▶ こうしたサイバー攻撃の脅威は、金融システムの安定に影響を及ぼしかねない大きなリスクとなっており、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上が不可欠

### これまでの演習の概要

- ✓ 過去7回、演習を実施
- ✓ 2016年度は77先・延べ約900人、2017年度は101先・延べ約1,400人、2018年度は105先・延べ約1,400人、2019年度は121先・延べ約2,000人、2020年度は114先・延べ約1,700人、2021年度は150先・延べ約2,700人、2022年度は160先・延べ約3,500人が参加
- ✓ 参加金融機関の多くが規程類の見直しを実施・予定しているほか、社内及び外部組織との情報連携の強化に関する対応を実施・予定しており、本演習を通じて対応態勢の改善が図られている

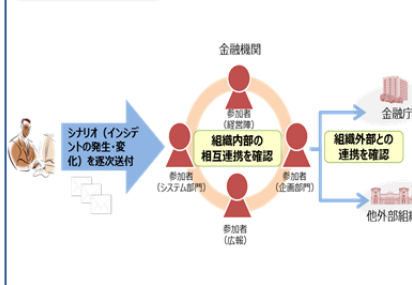
### 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)

- ▶ 2023年10月、**金融庁主催による8回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall VIII(注))**を実施  
(注)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策の力となる「自動」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta) + 防衛(Wall)
- ▶ 昨年度対象外としていた保険会社を対象としつつ、重要インフラ事業者の参加率向上の観点から、**165先が参加予定**(昨年度から5先増)
- ▶ 銀行業態については、これまでの演習の成熟度を踏まえ、重要な業務に影響が波及するようなシナリオで難度を高めつつ、インシデント時の業務の優先度など経営層を含めたディスカッションの内容や十分性を検証。その他のシナリオについてもインフラシステムの停止等を含め難度を高めつつ、演習の高度化を図る
- ▶ 昨年度に引き続き、テレワーク環境下での対応も含めたインシデント対応能力の向上を図るため、**参加金融機関は自職場やテレワーク環境下で演習に参加**

#### 演習の特徴

- ✓ インシデント発生時における**初動対応、技術的対応を含めた攻撃内容の調査・分析、封じ込め・根絶、顧客対応、復旧対応等の業務継続を確認**
- ✓ 経営層や多くの関係部署(システム部門、広報、企画部門等)が参加できるように、**自職場参加方式**で実施
- ✓ 対応できなかった項目の自己分析結果を提出することで、評価の要因を明確化することで、演習効果を高める
- ✓ 参加金融機関がPDCAサイクルを回しつつ、対応能力の向上を図れるよう、具体的な改善策や優良事例を示すなど、**事後評価に力点**
- ✓ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック**

#### 演習スキーム



#### 【演習シナリオの概要】

- **銀行**  
✓ (ブラインド方式のため非開示)
- **信金・信組**  
✓ 業務システムや端末の停止等が発生(生体認証内インフラシステムの停止含む)
- **証券**  
✓ 業務システムの停止等が発生(証券インフラシステムの一部停止含む)
- **生命保険会社・損害保険会社・資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者**  
✓ ネットワーク機器の脆弱性を端緒とした業務システムの停止等が発生

## 4. 演習結果の評価とフィードバック

本演習では、参加金融機関がPDCAサイクルを回し、インシデント対応能力を更に向上させることができるよう、事後評価に力点を置いており、個別金融機関に対して評価を還元する際に、併せて具体的な改善策や優良事例を示しています。また、参加金融機関が演習において対応できなかった項目の自己分析結果を提出し、何が課題かを明確化すること

などにより、演習効果を高める工夫をしています。

また、演習結果については、参加金融機関に個別にフィードバックするだけでなく業界全体にも還元することにより、金融業界全体のサイバーセキュリティ対策の向上を図っています。



写真：演習の様相

# 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表

令和4年3月、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」）を事務局とする、「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、中小企業者と金融機関等が互いの立場をよく理解し、共通の認識の下で、一体となって事業再生等に向けた取組みを進めていくための指針として、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）が取りまとめられました※<sup>1</sup>。

ガイドラインでは、中小企業者の「平時」や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関がそれぞれ果たすべき役割を明確化した上で、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」についても定められています。

ガイドラインの適用開始から1年が経過した中、金融庁では、更なる活用促進に向け、令和4年度に民間金融機関がガイドラインを活用した事例を収集し、その概要をとりまとめた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」を本年10月17日に公表しました※<sup>2</sup>。

本事例集は再生型私的整理手続について債務減免あり、債務減免なしの事例の他、準則型私的整理手続で初めて措置された廃業型私的整理手続の3類型について、それぞれ複数の事例を紹介しています。

これら事例集も参考に、金融機関による事業者の経営改善や、事業再生支援が一層促進されることを期待しています。

## 【①再生型私的整理手続（債務減免あり）】

Case 2	第二会社方式による事業再生支援	再生型	債務減免あり 債務減免なし	廃業型	一債権譲渡																														
<b>会社概要</b> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>自動車部品製造業</td> <td>従業員数</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>支援手法</td> <td colspan="3">第二会社方式（スポンサー型）</td> </tr> <tr> <td>取引金融機関</td> <td colspan="3">地域銀行</td> </tr> </table>		業種	自動車部品製造業	従業員数	10名	支援手法	第二会社方式（スポンサー型）			取引金融機関	地域銀行			<b>クロージングまでのスケジュール</b> <table border="1"> <tr> <td>2022年2月～5月上旬</td> <td>スポンサー選定を開始。候補先の複数社に打診するも、既存売上高が激減していることなどから、いずれも不調に終わる。</td> </tr> <tr> <td>2022年5月</td> <td>ガイドラインの廃業型での活用を検討開始</td> </tr> <tr> <td>2022年5月下旬～6月上旬</td> <td>補助金利用申請</td> </tr> <tr> <td>2022年6月中旬</td> <td>従業員への解雇通知および取引先への廃業通知を実施したところ、取引先よりスポンサー就任の打診あり。</td> </tr> <tr> <td>2022年7月</td> <td>入札によりスポンサーが決定したことから従業員の解雇を取りやめ、スポンサー承継を決定。（廃業型から再生型に切り替え）</td> </tr> <tr> <td>2022年7月下旬</td> <td>第三者支援専門家を選任</td> </tr> <tr> <td>2022年8月</td> <td>事業再生計画の策定</td> </tr> <tr> <td>2022年10月</td> <td>事業再生計画に対象債権者が合意</td> </tr> <tr> <td>2022年10月下旬</td> <td>事業譲渡を実施。非保全弁済、保証人弁済実施。</td> </tr> </table>				2022年2月～5月上旬	スポンサー選定を開始。候補先の複数社に打診するも、既存売上高が激減していることなどから、いずれも不調に終わる。	2022年5月	ガイドラインの廃業型での活用を検討開始	2022年5月下旬～6月上旬	補助金利用申請	2022年6月中旬	従業員への解雇通知および取引先への廃業通知を実施したところ、取引先よりスポンサー就任の打診あり。	2022年7月	入札によりスポンサーが決定したことから従業員の解雇を取りやめ、スポンサー承継を決定。（廃業型から再生型に切り替え）	2022年7月下旬	第三者支援専門家を選任	2022年8月	事業再生計画の策定	2022年10月	事業再生計画に対象債権者が合意	2022年10月下旬	事業譲渡を実施。非保全弁済、保証人弁済実施。
業種	自動車部品製造業	従業員数	10名																																
支援手法	第二会社方式（スポンサー型）																																		
取引金融機関	地域銀行																																		
2022年2月～5月上旬	スポンサー選定を開始。候補先の複数社に打診するも、既存売上高が激減していることなどから、いずれも不調に終わる。																																		
2022年5月	ガイドラインの廃業型での活用を検討開始																																		
2022年5月下旬～6月上旬	補助金利用申請																																		
2022年6月中旬	従業員への解雇通知および取引先への廃業通知を実施したところ、取引先よりスポンサー就任の打診あり。																																		
2022年7月	入札によりスポンサーが決定したことから従業員の解雇を取りやめ、スポンサー承継を決定。（廃業型から再生型に切り替え）																																		
2022年7月下旬	第三者支援専門家を選任																																		
2022年8月	事業再生計画の策定																																		
2022年10月	事業再生計画に対象債権者が合意																																		
2022年10月下旬	事業譲渡を実施。非保全弁済、保証人弁済実施。																																		
<b>借入金の状況</b> <table border="1"> <tr> <td>借入金額</td> <td>540百万円（うち信用保証協会 300百万円）</td> </tr> <tr> <td>借入内訳</td> <td>A地域銀行 540百万円（同、300百万円）</td> </tr> </table>		借入金額	540百万円（うち信用保証協会 300百万円）	借入内訳	A地域銀行 540百万円（同、300百万円）																														
借入金額	540百万円（うち信用保証協会 300百万円）																																		
借入内訳	A地域銀行 540百万円（同、300百万円）																																		
<b>経営者保証の状況</b> <p>保証の状況：保証人2名（代表者、代表者妻）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。</p> <p>資産の状況：現預金12百万円、不動産45百万円、その他の資産8百万円、計65百万円（うち、44百万円は担保提供）</p>																																			
<b>窮境要因</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ影響や半導体不足の影響から大幅減収。各種制度融資等を利用して対応してきたものの、採算確保のため主要取引先へ価格交渉を行うも不調に終わり、結果として同社との取引が終了。</li> <li>その結果、大幅な減収となり、自力での事業継続が見通せない状況に陥った。</li> </ul>																																			
<b>ガイドライン活用の経緯</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサーの選定において複数社に打診するもいずれも不調に終わったことから、このまま事業継続をしてもいずれ資金ショートすることが明らかであったため、手元資金があるうちにガイドライン（廃業型）の利用を検討。</li> <li>廃業手続を進める中、取引先よりスポンサー就任の打診があったことから、廃業型から再生型へ切り替える方針となり、再生型に着手。</li> </ul>		<b>第三者支援専門家等の選定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家である弁護士と相談し、事業再生の知見が豊富な限外の弁護士を第三者支援専門家として選任。</li> <li>外部専門家には、A地域銀行にて外部専門家の会計事務所を起用。</li> </ul>																																	
		2																																	

※<sup>1</sup> 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「中小企業活性化パッケージ」の公表について（令和4年3月4日公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220304.html>

※<sup>2</sup> 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表について（10月17日公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231017.html>

## 【②再生型私的整理手続（債務減免なし）】

Case 1	リスケジュールによる事業再生支援	再生型	債務減免あり 債務減免なし	廃業型
-----------	------------------	-----	------------------	-----

### 会社概要

業種	製造業	従業員数	50名
支援手法	リスケジュール、経営改善、スポンサー支援		
取引金融機関	銀行、サービサー、政府系金融機関、信用保証協会		

### 借入金の状況

借入金額	560百万円（うち信用保証協会 45百万円）
借入内訳	A銀行 170百万円 B銀行 100百万円 C政府系金融機関 100百万円 Dサービサー 100百万円 E政府系金融機関 45百万円 信用保証協会 45百万円

### 窮境要因

- デリバティブ損失から窮境に至り、2017年に債権カットを伴う第二会社方式の抜本再生を実施。しかし、コロナ影響もあり、再生計画から業績下振れし、2020年より赤字が常態化し、**債務超過に陥った**。（2021年に黒字回復）

### ガイドライン活用の経緯

- 当初、新型コロナウイルス特例リスケジュール支援の出口として、中小企業活性化協議会の関与のもと再生計画の策定を模索していたが、スポンサーから提示された条件に全行同意期限が設けられていたことから、スピード感を持って対応する必要があったため、ガイドラインの活用に切り替え、対応。

### 第三者支援専門家等の選定

- A銀行がガイドラインの取組みについて従前より議論していた専門家を第三者支援専門家として選定、事業者を紹介し選任した。

### 再生計画の概要

計画概要

- 営業活動：高付加価値商品の拡販、販売先の拡大  
老朽化した設備の修繕・更新等による生産力増強
- 財務管理：スポンサー資金による債務超過解消

金融支援

- 全行協調によるリスケジュール、設備資金対応

### 案件におけるネック事項

- 当初、支援手法について債権者間の目線が合わなかった。
- スポンサー導入への時間的制約があった（同意期限）。

### クロージングまでのスケジュール

2022年5月	A銀行からガイドラインの活用を提案 第三者支援専門家を事業者を紹介
2022年6月	ガイドラインの活用を決定
2022年8月	事業再生計画の提示
2022年9月	事業再生計画に対象債権者が合意

### ☞ガイドライン活用のポイント

- 過去、第二会社方式による債務減免（金融支援）を行っており、**更に踏み込んだ対応が難しいケースや、債務減免はないものの、スポンサー支援が必要なケースにおいても対応可能**

3

## 【③廃業型私的整理手続】

Case 1	ガイドラインを活用した円滑な廃業支援	再生型	債務減免あり 債務減免なし	廃業型
-----------	--------------------	-----	------------------	-----

### 会社概要

業種	身の回り品製造業	従業員数	3名
支援手法	廃業		
取引金融機関	信用金庫、政府系金融機関、リース会社		

### 借入金の状況

借入金額	80.5百万円（うち信用保証協会 40百万円）
借入内訳	A信用金庫 55百万円（同、40百万円） B政府系金融機関 25百万円 Cリース会社 0.5百万円

### 経営者保証の状況

保証の状況：保証人（代表取締役）は全ての借入に対し経営者保証を提供  
資産の状況：現預金86万円、自宅：所有不動産無

### 窮境要因

- 販売先の店舗減少や閉鎖、インターネット販売への移行等が相次ぐ中、新規の販売チャネルの開拓が進まず受注が減少。
- コロナ以前より営業赤字が常態化、加えて、**コロナ影響による減収により債務超過に転落し、資金繰りが悪化**。

### ガイドライン活用の経緯

- 長年赤字が継続しており自力での再生が難しくなったことから、**代表者が事業継続を断念**。
- 代理人弁護士を通じてガイドラインを利用し、廃業型での私的整理を行う旨の申し出があり着手。

### クロージングまでのスケジュール

2022年4月	当社より事業再生ガイドラインによる廃業を表明
2022年5月	一時停止の要請、手続支援開始
2022年7月	第1回バンクミーティング（調査報告）
2022年11月	第2回バンクミーティング（弁済計画提示）
2022年12月	弁済計画について全行同意、弁済実施
2023年9月	解散登記予定
2023年12月	特別清算予定

### 第三者支援専門家等の選定

- 債務者が当社の顧問弁護士と相談のうえ、**第三者支援専門家リストから第三者支援専門家を選定**。
- 外部専門家には顧問弁護士と相談のうえ公認会計士を起用。

4

一 債権譲渡  
 二 第二会社方式  
 三 グループ企業  
 一 リスク  
 II DDS  
 一 廃業支援

# マネロン対策に関する動画の公開

近年、詐欺や麻薬の売買、賭博などの犯罪や不当な取引で得た資金を複数の金融機関で転々とさせ、正当に得た資金に見せかける行為（マネーローンダリング）や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為（テロ資金供与）等が発生しています。このような行為を放置しておく、さらなる犯罪行為やテロ行為を助長することになりかねません。また、犯罪組織が正当な経済活動に影響を及ぼすおそれもあり、対策の強化が求められています。

犯罪やテロなどと聞くと、私たちの暮らしの中ではあまり関係がないと思われがちですが、日本では最近、不特定多数の人から現金等をだまし取る特殊詐欺（オレオレ詐欺）が多発しているほか、犯罪に関与する来日外国人グループによるインターネットバンキングの不正アクセスに係る不正送金事犯なども確認されています。これらの事犯においては、架空・他人名義の口座を利用するなど様々な手口を使ってマネーローンダリングが行われています。

このため金融庁は、金融機関におけるマネロン等（マネーローンダリング、テロ資金供与、拡散金融）の対策の推進に力を入れています。その対策の一環として、金融機関では、複雑化・高度化するマネロン等の金融犯罪の手口に対応し、金融犯罪を有効に防止する為、利用者（お客さま）の情報（住所・職業など）や取引の目的などについて定期的に確認を行っています。

金融機関は、こうした利用者情報の定期的な確認を、ハガキを郵送することなどにより行っていますが、一部の利用者から、「回答して大丈夫か」、「何のために回答する必要があるのか」、「マネロンなんて自分には関係ない」などと不安の声も寄せられています。

今般、金融庁は金融機関による利用者情報の更新へご協力をお願いすることに加え、なぜ情報更新が必要なのか（それがマネロン対

策にどうつながるのか）について簡潔に解説するための動画を作成し、金融庁ウェブサイト及び金融庁公式YouTubeチャンネル（金融庁チャンネル）上で公開するなど、インターネット広報を実施しました。

## 金融庁チャンネル



<https://www.youtube.com/watch?v=ozL0h8jYkyw>

## 金融庁ウェブサイト



<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

犯罪組織やテロ組織は、一般の利用者に紛れて気づかれないように取引を行おうとするため、金融機関を利用する一人一人の情報を金融機関が定期的に確認し、最新の状態に保つことが何よりも重要です。こうした金融機関による利用者の情報更新の取組みを国全体で円滑に進めていくことがマネロン等を防止するために重要であり、そのためには利用者から漏れなく回答頂くことが必要です。ぜひご協力をお願いします！



## 先月の金融庁の主な取組み

(令和5年11月1日～11月30日)



- [金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」\(第5回\)の開催\(11月1日\)](#)
- [「サステナブルファイナンス有識者会議」\(第19回\)の開催\(11月2日\)](#)
- [金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」\(第3回\)の開催\(11月6日\)](#)
- [「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」\(第12回\)の開催\(11月13日\)](#)
- [「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」\(第8回\)の開催\(11月16日\)](#)
- [「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等の公表\(11月16日\)](#)
- [「事務ガイドライン\(第三分冊：金融会社関係\)」等の一部改正\(案\)の公表に対するパブリックコメントの結果等の公表\(11月17日\)](#)
- [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等の公表\(11月17日\)](#)
- [金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」\(第25回\)・「資産運用に関するタスクフォース」\(第4回\)合同会合の開催\(11月22日\)](#)
- [気候変動リスク産官学連携ネットワーク公開シンポジウム～気候関連開示基準の動向紹介と企業のレジリエンス強化に向けて～の開催\(11月28日\)](#)
- [「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等の公表\(11月28日\)](#)
- [栗田長官とマーク・カーニーGFANZ共同議長の面談\(11月30日\)](#)
- [「保険業該当性に関するQ&A」の公表\(11月30日\)](#)

金融庁公式X(旧Twitter)アカウント  
[https://twitter.com/fsa\\_JAPAN](https://twitter.com/fsa_JAPAN)



### 編集後記

朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。サーカディアンリズムを意識して毎朝起床後に近所の散歩をしていますが、最近は遠くの空がうっすらと赤いくらいでLEDの街灯のほうがよっぽど眩しく感じます。「これでもリズムは生まれるはずだ!」という信念で薄着で歩いていると、寒さのおかげで結局目は覚めています。

今月の「お知らせ」では当庁が公開したマネロン対策の動画を紹介をしています。いわゆる「継続的顧客管理」として金融機関には利用者情報の定期的な確認が求められています。信頼され健全な日本の金融システムを保つために、こうした定点チェックへのご協力をよろしくお願い致します。

心なしか、今年の東京の紅葉はいつもより色鮮やかな気がします。季節の移り変わりはあっという間ですが、来年もどうぞよろしくお願い致します。

金融庁広報室長 矢野 翔平  
編集・発行：金融庁広報室